



牛丸 尋幸 議員

**表現の自由の保障を
不祥事の再発防止を**

問 市女性青少年会館の規則では、「政治的活動に利用すること」を制限しているが、憲法で表現の自由が保障されており、見直すべきではないか。

答 特定の政党、特定の政治目的に加担するかどうかで判断するが、市民のみなさんにわかりやすい表現を研究したい。

問 市職員の不祥事について「再発防止の取り組みの強化」の内容は。

答 係長職を対象に、事務処理の確実な執行を統括する能力を強化する研修を実施する。課長級の研修でも、職場での不祥事や事故防止のために必要な知識の習得を重点的に行う研修を実施する。

問 不祥事についての市

の発表資料によると「口頭で施工業者に工事発注を行った」と書かれているが、市の発注方法が口頭ということはあるか。

答 口頭で行うことはない。

問 あり得ない方法で、今回工事発注が行われたことになるが、業者のみなさんが市のやり方はおかしいと言える環境を整えることが大事ではないか。また、そのことによって、業者のみなさんが不利益を受けられないような方法にすべきではないか。

答 議員が言われた通りだと考える。施工業者からの相談対応については、今回を教訓に再度徹底した。今後も業者と良好な関係づくりに努めたい。



沼津 光夫 議員

**高山市版
空き家対策の確立を**

**(仮称) 高山土地家屋
財団の設立について**

問 空き家について現在の調査しているが、今後の計画はどのように考えているのか。

答 実際に空き家候補の建物を訪問し、家屋の状況や管理の状況などについて調査している。10月末には調査結果が出て、その後、空き家所有者への活用等の意向も含めたアンケートを実施。それらを踏まえて、今年度末までに「空家等対策計画」を策定する予定。

また、関係者が参画している「高山市空家等対策協議会」の連携の中で、今後取り組むべき施策などについて、検討している。

問 土地を市に寄附した

い等の事例があるが、市の対応は。

答 寄附の申し出は年に数件あり、公共用地としての必要性等について個別に検討し、寄附を受け入れるかを判断をしている。

問 (仮称) 高山土地家屋財団を設立し、将来の対応をしたらどうかと思うが、市長の考えは。

答 当該財団が、資産価値の低い不動産を抱え込んでしまうような結果となつては意味がない。また、市が関わるうえでの債務保証等のリスクも十分に考えて判断する必要がある。行政だけで取り組める内容でもないため、関連する手法も含め、不動産事業者団体などともよく意見交換していきたい。



榎 隆司 議員

**障がい児者、子育て
及び若者の支援**

**障がい児者が
安心して過ごせる
施設整備について**

問 施設整備を飛騨広域圏として整備する考えは。

答 医療型児童発達支援センターについては、県に対し飛騨圏域で整備されるよう三市一村で要望している。専門医療機関については、対象となる方が少ないことや県や医療機関との調整といった課題があるため、今後関係機関との情報交換を進めたいと考えている。

グループホーム、入所施設については、整備を予定されている事業者に対し、その整備に要する費用の一部について支援するよう、

赤ちゃんステーションの整備について

三市一村でその仕組みづくりを行っている。

問 授乳やおむつ交換ミルク用のお湯の提供が可能な施設表示する考えは。

答 ステッカー表示を促進するとともに、広報やホームページで事業の周知を行う。

**若者向けの包括支援
対策について**

問 子どもや若者向けの相談窓口の一元化の考えは。

答 多種多様な課題が要因であることから、庁内関係各課の情報共有と連携した支援が必要である。子どもや若者を包括的に支援する支援策を検討する。